

令和2年度簡易専用水道施設検査について(ご案内)

設置者各位におかれましては、日頃より衛生的な飲料水を確保するため施設の十分な衛生管理を行われていることとは存じますが、水道法34条の第2条2項目の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で1年以内に1回の定期的に検査を受けなければならないとされております。

つきましては、下記の要領にて令和2年度の施設検査を行いますので受検されますようご案内申し上げます。

記

1. 検査項目

- (1) 現場検査の場合：施設の外觀検査、給水栓の水質検査、書類検査
- (2) 書類検査の場合：簡易専用水道管理状況調査票、書類検査
(ビル管法が適用される施設のみ)

2. 申込方法

公益財団法人福島県保健衛生協会ホームページより現場検査実施機関は検査依頼書を書類検査機関は検査依頼書と及び簡易専用水道管理状況票をダウンロードし必要事項をご記入の上郵送にて申し込みください。

*申込期限は令和2年12月25日(金)

申し込み後、日程については当協会よりご連絡いたします。

3. 検査料金

現場検査：1施設 14,000円(税抜き)

書類検査：1施設 3,000円(税抜き)

4. 検査実施期間

令和2年6月1日(月)～令和3年3月10日(水)

5. 申込先

厚生労働大臣登録機関

公益財団法人福島県保健衛生協会 環境衛生課

〒960-8550 福島市方木田字水戸内19-6

電話：024-546-0561

***ご不明な点は遠慮なくご連絡ください。**

検査依頼書

No _____

令和 年 月 日

公益財団法人福島県保健衛生協会 様

依頼者(成績書に記載する宛名) 住所 〒

事業者名

支払者(請求書に記載する宛名) 住所 〒

事業者名

送付先(成績書、請求書の送り先) 住所 〒

事業者名

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の検査を次のとおり依頼します。

依頼する検査の種類(選択した検査の番号を○で囲んで下さい。)

1. 現場検査

2. 提出書類検査

※「提出書類検査」はビル管法が適用される施設のみ選択が可能です。

施設コード _____

検査施設	名称			
	所在地			
設置者	名称			
管理者	名称		電話	
	所在地			
連絡先	所属		電話	
	氏名		FAX	

(お願い) 上記内容について変更ありましたら、修正をお願いします。

※ 継続依頼制度について (○をつけてください。)

申込み

申込みない

検討中

担当者氏名 _____

検査機関使用欄(以下は記入しないでください)

<input type="checkbox"/> 依頼書受領しました	<input type="checkbox"/> 日程連絡です
※昨年度の検査は、 年 月 日でした。	年 月 日 時～ 検査当日、ご用意いただくもの ①貯水槽清掃報告書 ②水道使用量(月毎) ③給水関係配置図及び給排水系統図 ④貯水槽のマンホールとポンプ室等のカギ
	電話 024-546-0597 当会 FAX 024-546-0400 担当者

※日程は後日連絡いたします

簡易専用水道の管理状況票

施設コード

施設の名称

検査年月日

年 月 日

建築物環境衛生管理技術者氏名

印

記入責任者氏名

印

資格取得番号 第 号

[判定：適=○、不適=×]

検査事項	判定基準	判定					
		受水槽		検査機関 記入欄	高置水槽	検査機関 記入欄	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	良・否		31	良・否	
	水槽周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	良・否		32	良・否	
	水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと。	3	良・否		33	良・否	
2. 水槽本体の状態	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	良・否		34	良・否	
	亀裂、漏水箇所がないこと。	5	良・否		35	良・否	
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	6	良・否		36	良・否	
	水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密封されていること。	7	良・否		37	良・否	
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態でありほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	良・否		38	良・否	
	水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	良・否		39	良・否	
	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	良・否		40	良・否	
4. 水槽内部の状態	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	良・否		41	良・否	
	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	12	良・否		42	良・否	
	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	良・否		43	良・否	
	当該設備以外の配管設備が設備されていないこと。	14	良・否		44	良・否	
	受水口と揚水口が近接していないこと。	15	良・否		45	良・否	
	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	良・否		46	良・否	
5. マンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	良・否		47	良・否	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	良・否		48	良・否	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	良・否		49	良・否	
6. オーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	良・否		50	良・否	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	21	良・否		51	良・否	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	良・否		52	良・否	
	管端部と排水管流入口等とは直接連結されていないこと。	23	良・否		53	良・否	
	管端部と排水管流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	24	良・否		54	良・否	
7. 通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	25	良・否		55	良・否	
	管端部の防虫網が確認でき正常であること。	26	良・否		56	良・否	
	防虫網の網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27	良・否		57	良・否	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28	良・否		58	良・否	
8. 水抜管の状態	管端部と排水管流入口等とは直接連結されていないこと。	29	良・否		59	良・否	
	管端部と排水管流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	30	良・否		60	良・否	
9. 給水管等の状態	当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。				61	良・否	
	水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していないこと。				62	良・否	

2. 水質検査

検査事項	判定基準	判定		
10. 臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	63	良・否	
11. 味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	64	良・否	
12. 色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	65	良・否	
13. 色度	5度以下であること。	66	良・否	
14. 濁度	2度以下であること。	67	良・否	
15. 残留塩素	検出されること。	68	良・否	
色度測定値	度	濁度測定値	度	残留塩素測定値
				mg/l

3. 書類検査

検査事項	判定基準	判定		
16. 書類の整備 保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	69	良・否	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図が整理保存されていること。	70	良・否	
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	71	良・否	
	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。	72	良・否	

特記事項

備考

1. 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理状況について記入すること。
2. 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
3. 項目10～15の水質検査は、書類記入当日、末端給水栓にて実施してください。

提出書類は下記の通りです。（4及び5につきましては判定はしませんが、参考にさせていただきます。）

- 1) 簡易専用水道検査依頼書
- 2) 簡易専用水道管理状況調査票
- 3) 最近の貯水槽清掃記録の写し
- 4) 残留塩素測定記録（最近の3ヶ月間）の写し
- 5) 最近1年間の水質検査結果の写し
 - 省略試験 1 1 項目
 - ビル管試験 1 6 項目
 - 消毒副生成物 1 2 項目